

介護老人福祉施設 市原寮 施設サービス利用料

利用料の負担軽減について

○ 特定入所者介護サービス費（特定減額措置）

食費や居宅費の具体的な負担減は利用者と施設との契約によることが原則ですが、所得の低い方には負担限度額が設けられています。（別紙参照）

特別養護老人ホーム旧措置入所者に対する負担限度額として、措置時代の徴収額を上回らないよう負担減額措置が講じられます。

○ 介護保険高額介護サービス費

保険給付（介護サービス費）の1割は利用者負担となっていますが、世帯で1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に、超えた金額が申請により払い戻される制度です。また、施設では受領委任払制度を実施しており、高額サービス費が京都市から直接支払われるため、施設へは自己負担上限額を支払うことになります。（負担上限額については次の表を参考にしてください。）

利用者負担区分		1箇月の上限額
第1段階	市民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給されている方など	15,000円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	15,000円
第3段階	市民税世帯非課税で第2段階に該当されない方など	24,600円
第4段階	世帯に市民税課税者がおられる方	37,200円

(平成 23 年 11 月 1 日現在)

介護老人福祉施設市原寮 施設サービス利用料

① 介護サービス利用料 (平成 12 年 4 月 1 日以降の入所利用者)

要介護状態区分		利用者負担額 (10%)
要介護 1		30日間 20,409円
要介護 2		30日間 22,635円
要介護 3		30日間 24,830円
要介護 4		30日間 27,055円
要介護 5		30日間 29,250円
加算項目		
初期加算	入所日より 30 日限度、又 30 日を超える病院、診療所への入院後に再入所した場合も同様	1 日につき 32 円
外泊時の算定	入院日翌日から、又は外泊 2 日目から月に 6 日を限度として算定、月をまたぐ場合は最大 12 日まで算定	1 日につき 257 円
日常生活継続支援加算		1 日につき 23 円
夜勤職員配置加算 (I)		1 日につき 14 円
栄養マネジメント加算		1 日につき 15 円
療養食加算		1 日につき 24 円
経口移行加算	計画作成日から起算して 180 日を限度として算定。(但し医師による継続の指示等により、以降も算定あり得る。)	1 日につき 30 円
経口維持加算 (II)	計画作成日から起算して 180 日を限度として算定。(但し医師による継続の指示等により、以降も算定あり得る。)	1 日につき 6 円
口腔機能維持管理加算		30 日につき 32 円
個別機能訓練加算		1 日につき 13 円
退所時前後訪問相談援助加算	退所後 1 回を限度として算定。	1 回につき 480 円
退所時相談援助加算	退所後 1 回を限度として算定。	1 回につき 418 円
退所前連携加算	退所後 1 回を限度として算定。	1 回につき 523 円
常勤医師配置加算		1 日につき 27 円

看護体制加算 (I)		1日につき	5円
看取り介護加算	死亡前30日を限度として、 死亡月に算定	・死亡日以前4~30日 2,258円 ・死亡日の前日,前々日 1,422円 ・死亡日 1,338円	

② 食費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	300円/日	30日間 9,000円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と課税年金収入額が合計で80万円以下の者等	390円/日	30日間 11,700円
【第3段階】 市民税世帯非課税であり利用者負担第2段階に該当されない者等	650円/日	30日間 19,500円
【第4段階】 上記に該当されない者	1500円/日	30日間 45,000円

③ 居住費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	0円/日	30日間 0円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と課税年金収入額が合計で80万円以下の者等	320円/日	30日間 9,600円
【第3段階】 市民税世帯非課税であり利用者負担第2段階に該当されない者等	320円/日	30日間 9,600円
【第4段階】 上記に該当されない者	830円/日	30日間 24,900円

④ その他

間食の費用	食事サービス以外のおやつ代	1日につき100円～500円程度
理髪料金 (業者による散髪等)	顔そり・ひげそりのみ 散髪かカットと顔そりかひげそり	1,000円・1,500円 1,700円・2,500円
クリーニング代	業者によるクリーニング	実費
金品管理料金	施設で金品、有価証券、預金通帳とその印鑑等を管理する場合	月額 1,000円
電気器具利用料金	個人の希望で電気器具を利用した場合	2機種まで 1日 50円 (1機種増える毎に50円)
クラブ費	書道クラブ 手芸クラブ フェルトクラブ 織物クラブ 園芸クラブ 陶芸クラブ 音楽療法クラブ 学習療法クラブ 華道クラブ 色々クラブ	1ヶ月 200円 1ヶ月 500円 1ヶ月 200円 1ヶ月 500円 1ヶ月 200円 1ヶ月 500円 1ヶ月 200円 1ヶ月 500円 1ヶ月 500円 1ヶ月 500円
喫茶利用料	甘党喫茶 辛党喫茶 浪漫館(その他喫茶)	1回 50円～500円 1回 50円～500円 1品 100円～500円
アロマテラピー		1回 1,000円
預かり品処分料	個人的な荷物の処分を業者に依頼したとき	1回 5,000円
その他利用者の 個人的な買物	衣類、日用雑貨等	実費

⑤ 介護老人福祉施設 市原寮 施設サービス利用料 合計金額

① 円 ② 円 ③ 円 ④ 円
 ① + ② + ③ + ④ = ⑤ 円 (施設サービス利用料)